

条例の前文を読みましょう。

子どもは、奥州市の宝であり、希望です。

人は、だれでも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし、世界では、貧困、飢え、虐待等の困難な状況に置かれている子どもがたくさんいます。このような子どもたちを救うため、国際連合では児童の権利に関する条約が採択されました。

我が国においてもこの条約を批准していますが、いじめ、体罰、虐待、子どもが当事者となる事件の多発、不登校、核家族化等子どもを取り巻く環境は、ますます複雑になってきています。

このことは、奥州市においても例外ではなく、行政、家庭、地域、企業が連携し、社会全体で子どもたちを支援する体制づくりが必要です。

子どもの皆さん

皆さんは、自分で判断することができ、みんなとともに生きることができやすい心と強さを持ち、自分を大切にすることで、他の人を思いやり、お互いを尊重し合える力をつけていくことが大切です。

私たちは、全ての子どもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組むためこの条例を制定します。



嫌なことがあったり、困ったときは相談してください。



児童家庭相談窓口 (奥州市役所こども家庭課)



- 受付時間 平日 8:30~17:15
- 電話番号 0197-34-1585
- メール kodomo@city.oshu.iwate.jp

児童相談所虐待対応ダイヤル

- 電話番号 189 (いちはやく) 24時間受付

子どもの人権110番



- 受付時間 平日 8:30~17:15
- 電話番号 0120-007-110 (フリーダイヤル)
- メール <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

24時間子供SOSダイヤル (いじめ相談電話)



- 電話番号 0120-0-78310 (フリーダイヤル)
019-623-7830
- メール fureai@pref.iwate.jp

盛岡いのちの電話

- 受付時間 月曜日から土曜日 12:00~21:00
日曜日 12:00~18:00
- 電話番号 019-654-7575

チャイルドライン



- 受付時間 毎日 (年末年始を除く) 16:00~21:00
- 電話番号 0120-99-7777 (フリーダイヤル)
- チャット <https://childline.or.jp>

こども家庭テレフォン

- 受付時間 毎日 (年末年始を除く) 9:00~22:00
祝日 9:00~17:45
- 電話番号 019-652-4152

ヤング・テレホン・コーナー

- 受付時間 平日 9:00~17:45
- 電話番号 0800-000-2400 (フリーダイヤル)
0197-65-2400



奥州市

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地
TEL: 0197-24-2111 FAX: 0197-51-2373
ホームページ <http://www.city.oshu.iwate.jp/>



令和4年2月発行

子ども の権利

みんなで考えよう



子ども用
パンフレット
中学生版

奥州市 子どもの権利に 関する条例

奥州市は、すべての子どもが、幸せに過ごすことができるまちを目指して、子どもの権利についての約束「奥州市子どもの権利に関する条例」(2012年制定)をつくりました。

この条例は、日本国憲法や1989年に国連で採択された児童の権利に関する条約が保障する子どもの権利を、よりわかりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の役割や奥州市の取り組みについて定めています。



奥州市

一人の人間として持っている 子どもの権利



1

安全に安心して生きる権利

子どもは、愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別や虐待、暴力、いじめなどを受けず、健康にも配慮されるなど、安全・安心な環境のもとで生活することができます。

2

のびのびと豊かに育つ権利

子どもは、自分の個性や違いが認められ、遊んだり、学んだり、さまざまな人との関わりや自然とのふれあいのなかで生活することができます。そして、自分のことを自分自身で決めることや、基本的な生活習慣や社会性を身につけることができます。

3

自分を守り、自分が守られる権利

子どもは、自分の夢や希望を自由に持ち、その考えを表し行動するなど、持っている力を発揮することができます。そして、プライバシーや名誉が守られ、自分の意思や考えが尊重されます。



子どもの権利って なんだろう？

「子どもの権利」とは、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれたときから持っているものです。

条例では、これらの権利を大きく5つに分け、守らなければならない子どもの権利を定めています。

子どもの権利は、すべての子どもにあるものです。一人ひとりが、自分の権利と同じように、ほかの人の権利を大切にすることで、すべての子どもの権利が守られるようになります。



4

意見を述べ参加する権利

子どもは、自分の意見や考えを表し、尊重され、自分たちのことについて自分たちの意見が反映されます。意見を表すために、必要な情報の提供や支援を受けることや、仲間を作り、仲間と集まることもできます。

5

適切な支援を受ける権利

子どもは、国籍や民族、障がいや病気、家庭の状況などを理由として、差別を受けることはありません。また、障がいのある子どもや、外国人の子どもが自分らしく生き、社会に参加して交流ができるように、その子どもにあわせた支援を受けることができます。



大人の 役割は？

大人には、子どもの年齢や成長に応じて、子どもの利益を最優先に考え、家庭、学校や施設、地域など、子どもが生活するあらゆる場面において、次のようなことに取り組み、子どもの権利の保障に努める責務があります。

保護者

- 愛情をもって接し、基本的な生活習慣などを身に付けられるようにします。
- 子どもの育つ力を蓄え、発揮できるようにします。

子どもが育ち・学ぶ施設の関係者

- 子どもの立場に立った施設の運営をします。
- 虐待や体罰、いじめなどの予防、早期発見、早期対応に努めます。

地域住民

- 地域の人、自然及び文化との関わりの中で、子どもが健やかに育つように支援します。
- 子どもが地域社会の一員として自主的に活動できるように支援します。

事業者

- 従業員がその子どもと十分触れ合うことができる環境をつくれます。
- 職場体験活動など、子どもの育成活動の機会をつくれます。



市が進める主な取り組み

- 子どもの権利について理解を深めてもらうため広報活動をします。
- 保護者、学校や施設の関係者、地域住民などと連携し、虐待、体罰、いじめなどの予防、早期発見、早期対応に努めます。
- 子どもの社会参加の機会が増えるように支援します。
- 必要に応じて、子育て家庭の経済的、社会的な支援を行います。
- 条例に基づく推進計画を策定し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に進めます。
- 子どもの権利推進委員会を設置し、推進計画について調査、審議します。

子どもって何歳まで？

この条例では、生まれてから17歳までのすべての人を「子ども」としています。

子どもが育ち・学ぶ施設って？

市内にある学校・児童福祉施設など、子どもが育ち、学ぶために通学、通園、通所または入所する施設をいいます。

